

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 29. 4. 18 第 193 回国会第 5 号

4 月 18 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 39 号）

- ・松本内閣府大臣（消費者及び食品安全担当）、古屋厚生労働副大臣、長坂内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民進、公明、共産、維新）
- ・伊藤信太郎君外 4 名（自民、民進、公明、共産、維新）から提出された附帯決議案について、中島克仁君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民進、公明、共産、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

穴見陽一君（自民）

- ・特定適格消費者団体が仮差押命令の申立てを乱用すると健全な事業者の事業活動に支障が出るのではないかと。
- ・特定適格消費者団体から担保を立てるよう要請があった場合、国民生活センターがその可否を審査するには専門的知見が必要となるが、国民生活に関する情報提供や調査・研究等を業務とする国民生活センターに適切な審査が可能なのか。
- ・特定適格消費者団体が敗訴した場合等に、国民生活センターが提供した担保が事業者への賠償に充てられたような場合に、国民生活センターが特定適格消費者団体に対して求償すると、団体の財政に重大な影響を及ぼし、その後の運営に支障を来すのではないかと。

田畑裕明君（自民）

- ・消費者裁判手続特例法によって期待される効果は何か。
- ・現在、全国に 14 の適格消費者団体があるが、東北、北陸及び四国は適格消費者団体の空白地域となっている。空白地域解消のため、適格消費者団体の設立に向けて消費者庁はどのような支援を行っているか。
- ・消費者団体訴訟制度の認知度を高めるなど消費者被害の防止・回復のための今後の取組についての松本内閣府大臣の決意を伺いたい。

濱村進君（公明）

- ・国民生活センターが立担保を行うか否かを判断する審査基準と、そのための体制整備について、消費者庁の見解を伺いたい。

- ・事業者の自主的な返金により既に被害の弁済を受けた消費者が、消費者裁判手続の二段階目の手続（個々の消費者に対して行う対象債権の確定手続）に加入することで、同じ事業者から二重に弁済を受けるようなことにはならないか。
- ・本改正における国民生活センターの立担保に係る費用は国民生活センターの運営交付金により措置されるが、具体的な費用の内容について伺いたい。

中島克仁君（民進）

- ・国民生活センター法における「重要消費者紛争」と、消費者裁判手続法における相当多数の消費者に生じた財産被害などによる消費者紛争との違いは何か。また、国民生活センター法の対象が重要消費者紛争に限定されていることから、本改正案に基づく立担保ができる対象範囲を狭めることになってはいないか。
- ・国民生活センターの業務に裁判外紛争解決手続（ADR）を追加する平成 20 年の法改正では国民生活センター法とともに消費者基本法が改正されたが、今般の改正案で消費者基本法を改正しない理由は何か。
- ・平成 26 年の景品表示法改正に際し、違反事業者が消費者に自主返金しきれなかった分を国民生活センターへ寄附し基金化する骨子案が作られていた。この基金があれば本改正案に係る仮差押命令の担保金に充てることができるなど、消費者被害回復の観点から有効に活用ができたのではないかと。松本内閣府大臣の見解を伺いたい。

西村 智奈美君（民進）

- ・本年3月30日、蜂蜜を与えられた乳児が乳児ボツリノス症を発症し、死亡した事故が発生した。再発防止に向けて、この危険性の広報について松本国土大臣及び厚生労働省に伺いたい。
- ・特定適格消費者団体の主張が認められた場合や重大な過失がない場合でも同団体への求償権が行使されるのであれば、同団体は仮差押えの申立てに躊躇するのではないかと。松本国土大臣の見解を伺いたい。
- ・事務負担を軽減させるため、特定適格消費者団体の認定の有効期間を適格消費者団体と同様に6年に延長する必要があるのではないかと。松本国土大臣に伺いたい。

井坂 信彦君（民進）

- ・消費者庁は、平成26年にジャパンライフ社に対し、預託法違反に関する調査を、本来なら立入検査をすべきところ任意の書類提出により実施したが、庁内でも通常より甘い対応と指摘する声もあったと聞く。同社に天下った消費者庁職員により手心が加えられたのではないかと。松本国土大臣の認識を伺いたい。
- ・消費者庁はジャパンライフ社に対し、預託法違反等による営業停止処分を命じた。しかしながら、ジャパンライフ社は、同社が発行する広報誌において、以前から預託取引はしていないとしている。現在でも店舗で新規顧客を勧誘しているのではないかと。
- ・本改正案に沿って特定適格消費者団体が差押えをする場合、同団体の基本財産との関係で、多額の消費者被害に対して十分な差押えできないおそれがある。国民生活センターが担保を立てるに当たり、特定適格消

費者団体の保有する基本財産の枠にとらわれない運用はできないか。

梅村 さえこ君（共産）

- ・国民生活センターが担保を立て、担保が実行された場合は、特定適格消費者団体の公益性に鑑み、本来求償すべき場合であっても、仮差押えに係る担保金の求償を免除する仕組みをつくるべきではないかと。松本国土大臣の見解を伺いたい。
- ・適格消費者団体等を支援する民間基金である消費者スマイル基金が今月設立される。この基金への財政支援を含めた支援を検討するべきではないかと。
- ・地方消費者行政推進交付金を活用した事業は最長平成39年度までの措置となっているため、地方消費者行政への恒久的な財源措置に向けた新しい制度を検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

吉田 豊史君（維新）

- ・適格消費者団体等の活動が効果的に行われるためには、その存在等が国民に周知されていることが大切だと思うが、周知に向けてどのような取組を行っているのか。
- ・現在、東北、北陸及び四国ブロックに適格消費者団体が存在しない。消費者庁はこの現状についてどのように認識しているのか。また、これらの地域に適格消費者団体が設立されるためにどのような支援をしているのか。